

家屋等調査特記仕様書

< 委託用 >

平成29年 9月20日
平成31年 4月 1日改定
令和 3年 4月 1日改定
令和 4年 4月 1日改定
令和 4年11月 1日改定
令和 5年 4月 1日改定
令和 7年 4月 1日改定

岡山市下水道河川局

第1章 総 則

1-1 適用範囲

この特記仕様書は、岡山市の発注する下水道事業に係る家屋等調査に関する業務に適用する。

なお、業務は、工事施工前に行う事前調査業務（以下「事前調査」という。）と工事完了後に行う事後調査業務（以下「事後調査」という。）に大別される。

本業務は、岡山市用地調査等業務共通仕様書および岡山市地盤変動影響調査算定要領のほか、この特記仕様書により施行するものとする。適用にあたっては、特記仕様書を優先するものとする。

1-2 目 的

本業務は、下水道工事の施工に伴い、工事に隣接した家屋等に対して、万一家屋被害等が発生した場合に、事前調査と事後調査等により家屋被害等の事業損失状況を比較対照し、補償金の算定を行うために実施するものである。

1-3 指示、承諾および協議

受注者は、業務に関する一般的な事項等について監督員と協議し、適切な措置（指示、承諾、協議）を講じなければならない。

1-4 現場責任者

- （1）受注者は、契約書第12条に基づく主任技術者・第13条に基づく照査技術者の他に、現場に常駐し、現場調査を統括する現場責任者を定めなければならない。
- （2）現場調査を同時に複数の調査班により実施する場合、現場責任者はその調査班ごとに別の者を定めなければならない。
- （3）主任技術者は現場責任者を兼ねることができる。ただし、（2）の場合、1つの調査班の現場責任者のみを兼ねることができる。
- （4）「岡山市〇〇地内ほか家屋調査業務委託に係る実施計画書」（以下、「実施計画書」という。）に現場責任者の氏名を明記すること。
- （5）本業務の履行においては、受注者と直接的な雇用関係がある者とし、証明する書類（健康保険被保険者証等）を提出すること。

1-5 証明書の交付

業務の遂行上必要な証明書は、受注者の申請により本市で交付する。

1-6 調査時期

調査にあたっては、対象となる工事の進捗に合わせた調査家屋、内容および調査時期等の詳細を監督員と協議のうえ「実施計画書」を作成し、監督員の承諾を得た上で実施すること。

なお、事前調査の実施時期については、工事時期等を監督員に確認のうえ、指示した期間に実施すること。

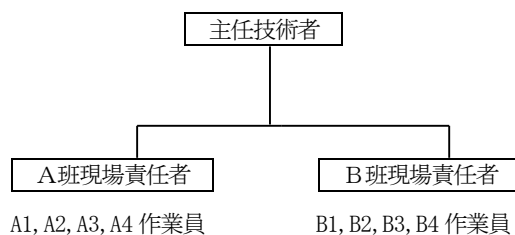
- (1) 事前調査は、下水道工事の施工を開始するまでに完了させなければならない。
- (2) 事後調査は、事後調査の必要が認められたとき、すみやかに行うものとする。ただし、下水道工事の進捗状況により、調査後さらに変状をきたすおそれがある場合は、その時期を調整することとする。
- (3) 上記項目以外の調査について、次の場合は、工事の進捗に応じて中間調査を行うこと。
 - ・ 工事の施工中に被害が発生し、日常生活に支障をおよぼす場合。
 - ・ 工事を継続することにより、被害が更に増大することが予想される場合。
 - ・ その他、工事完了後、家屋復旧業務の処理に困難が生ずると予想される場合。

1-7 実施計画書等の提出

受注者は、契約後速やかに下記の項目等を「岡山市〇〇地内ほか家屋調査業務委託に係る実施計画書」として作成し、提出すること。また着手前までに工程表、主任技術者および照査技術者の通知を行い、承認を得ること。

- (1) 主任技術者、照査技術者、現場責任者および調査に携わる調査員等、全ての者の業務経歴を明らかにして報告すること。
- (2) 調査員等の編成等を記述すること。なお、複数の調査班等により実施する場合についても同様とする。

(事 例)



- (3) 調査に使用する水準機器の精度を証する書面。
- (4) 「取付ます等設置申請書回収業務」が含まれている業務については、その実施計画を記述すること。

1-8 調査範囲

調査範囲は、別途掲示する家屋調査図等によるものとし、事前に監督員と協議し、決定するものとする。

- (1) 事前調査の調査範囲は、設計図書（家屋調査図）によるものとする。
- (2) 上記以外で必要と考えられる家屋は、監督員と協議の上、調査を行うものとする。
- (3) 事後調査は、周辺地域の建物等の所有者から被害の申出があり、その原因が当該工事の施工によるものであると認められる建物等について行うものとする。

1-9 調査の予約、調査実施説明等

- (1) 事前に建物等の所有者および所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）に、下水道工事に伴い家屋等の調査を行う旨の本業務の目的、調査の内容等を説明し、調査の日時を調整して定め、その承諾を得ること。また、別紙（様式-5）により「沿道家屋の現状調査の承諾書」等に署名または記名押印を頂くこと。

なお、所有者等は疑心暗鬼の状態である事を念頭に置き、応接にあたっては、相手に悪感情や不審感

を与えたりしないように、丁重なる対応を行うこと。

- (2) 受注者は、前項に規定する承諾が得られたものにあつては調査の日および時間をあらかじめ、監督員に報告すること。

1-10 内部（一部）拒否、調査拒否家屋の取扱い

本業務における目的等の説明を十分にした後、調査を拒否される家屋等がある場合は、説明を行った書類等へ所有者等の署名または記名押印を頂くこと。またそれらの資料等を、打合せ記録簿にて速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

1-11 調査の実施等

調査は入念に行うとともに、調査に関連した下水道工事の位置・施工方法等を現地において把握すること。また以下の点に留意すること。

- (1) 本業務は、下水道法第32条により民地に立ち入るものであり、業務に従事する者は同法に基づく措置（身分を記す証明書等（本市交付）の携帯）をしなければならない。
- (2) 調査員等は、会社名・氏名および顔写真等を貼り付けた「名札」を胸に付し、本人の身元を明らかにして調査を実施すること。また、服装等不審に思われる事が無いようにすること。
- (3) 現場責任者は、「現場責任者」と記した腕章（黄色）を装着すること。
- (4) 受注者は、業務が完了したときは速やかに、(1)に規定する身分証明書を発注者に返納しなければならない。

1-12 調査出来高の考え方

- (1) ブロック塀の調査出来高は、空き地等、家屋の調査をしていない場合にのみ計上し、家屋の調査を行った場合は計上しないこと。
- (2) 車庫、物置等の取扱いは、家屋の調査面積へ加算し別途計上はしないこと。調査面積が大きい建物の区分に加算すること。
- (3) 内外調査を計上している家屋のうち内部調査を拒否された家屋等は、外部調査のみを計上すること。
- (4) 内外調査を計上している家屋のうち内部調査の一部を拒否された家屋等は、拒否された面積を減じた内部調査面積（内外調査）を計上すること。
- (5) 調査範囲が内外調査・外部調査にわたる場合はそれぞれ調査し、内外調査面積のみ計上すること。
- (6) 事後調査を行った家屋については、工事による影響等の調書を作成の上、提出すること。

1-13 作業報告書の提出

受注者は、作業状況の週報等を作成し、監督員が提出を求めた場合速やかに提出しなければならない。

1-14 中立性の保持

受注者は、調査に当たり常に中立性を保持するよう努めなければならない。

1-15 調査資料の管理、秘密の保持

この調査が個人のプライバシーに関する内容であるとの認識を十分持ち、全ての資料を本市へ提出するまでの間、所有者以外の第三者への漏洩や紛失等が起こらないような措置を講じなければならない。また、受注者は、法令を遵守し業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-16 完了（成果確定）時の提出資料

完了時および成果確定時には、下記資料を提出すること。

- ・建物等調査一覧表
- ・調査報告書の写真
- ・建物等調査図

1-17 調査不良、欠落等

事後調査等において認められた損傷箇所が、事前調査の不良・欠落等により家屋補償の対象となった場合は、当該箇所の補償金額を負担すること。

1-18 取付ます等設置申請書回収

受注者は、本業務に「取付ます等設置申請書回収」が含まれている際には、各対象家屋について、下記の流れに沿って、取付ます等設置申請書（以下「申請書」という。）の回収を実施しなければならない。ただし、対象家屋または対象家屋の所有者等の状況により、他の方法による回収が望ましい場合は、回収方法について監督員と協議すること。

（1）申請書等の配布および記入方法の説明

対象家屋の所有者等に申請書等（「取付ます等設置申請書の提出のお願い」、「重要 公共下水道整備後にかかる費用」、「取付ます等設置申請書記載例」、「取付ます等設置申請書」、「下水の道案内」および「岡山市下水道排水設備指定工事店リスト」、「返信用封筒」）を配布し、申請書記入を依頼する。その際、配布資料に基づき記入方法について説明を行うこと。

（2）申請書の回収および記入状況の確認

記入済の申請書について順次回収を行う。なお、回収の際は記入日の確認をすること。未記入のため回収できない場合は、本業務の履行期間内に、電話または訪問による記入状況の確認を数回行い、極力回収に努めること。

（3）未回収家屋の取扱い

記入状況の確認を数回行ったにもかかわらず、本業務の履行期間内に申請書回収の見込みがないと判断される場合は、監督員と協議すること。

上記の実施実績について、「取付ます等設置申請書回収報告書」（様式一回1）に記入し、業務完了時、

本業務の成果品の一部として、家屋調査報告書とは別に監督員に提出すること。

1-19 委託業務チェックリストの実施について

岡山市委託業務チェックリスト運用要領に基づき照査すること。

岡山市委託業務チェックリスト運用要領および様式は下記のホームページで入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032666.html>

第2章 調 査

2-1 調査

事前調査および事後調査にあたっては、原則として所有者等の立会いのうえ行うこと。

2-2 建物等調査の一般的事項

- (1) 建物等の調査は、一敷地毎に行うものとする。
- (2) 建物等調査図（平面図、立面図等）は、建物等ごとに作成しなければならない。
- (3) 事前調査において、建物等に損傷箇所があるときは、その状態および程度を調査し、また、工事の施工に伴い損傷のおそれのある箇所について、現在の状態を正確に調査しなければならない。
- (4) 事後調査は、工事の完了後に、事前調査を行った箇所の変化の状況および工事により新たに生じた損傷箇所について、その状態および程度を調査するものとする。
- (5) 基準点は、工事の影響を受けて変動するような所に設置してはならない。また、事後調査が必要な場合にも使用できるよう、長期間変動のない構造物を設置場所に選定すること。
- (6) 建物等の調査において、長さ・高さ等の計測単位は、次表を標準とする。

区 分	単 位	数 位
延長関連	cm	小数位以下1位止
幅員関連	mm	小数位以下1位止
レベル関連	m	小数位以下3位止
その他取り決めのないもの	別途監督員と協議	
指定小数位の計測が困難なもの		

- (7) 用語の定義は、下記のとおりとする。なお、カタカナを原則とする。その他、下記に定めのないものについては、監督員に確認のうえ使用すること。

- | | |
|----------------------|--------|
| ・ ちり切れ、ちりはなれ、縁切れ | チリキレ |
| ・ クラック、亀裂、ひび割れ | キレツ |
| ・ 同上（0.1ミリメートル未満のもの） | ヘアクラック |
| ・ 雨漏り、しみ | シミ |
| ・ 目地切れ、目地クラック、目地はなれ | 目地切レ |
| ・ 剥離、浮き | ハクリ |
| ・ 破損、欠け、欠損 | ハソン |
| ・ 床ユルミ、床キシミ、床沈み | ユルミ |
| ・ 隙間、はなれ | スキ |

2-3 事前調査における損傷調査

2-3-1 外 壁

外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

- (1) 立面に生じている亀裂等の数量・形状等をスケッチするとともに、発生箇所および状況（最大幅、長さまたは大きさ）を原則として全て計測すること。
- (2) 計測の単位は、幅については、ミリメートル（小数位以下1位止）、長さについてはセンチメートル（小数位以下1位止）とする。

2-3-2 外 構

外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に亀裂等、剥離、目地切れ等が生じているときは、亀裂等の数量・形状等をスケッチするとともに、発生箇所および状況（最大幅、長さまたは大きさ）を原則として全て計測すること。但し、計測が困難なものにあつては、様式-4に状況を記録すること。

2-3-3 高さ関連（レベル測定）

- (1) 家屋については、最低4ヵ所（4隅）として、家屋の形状に合わせて、随時必要箇所の計測を行うこと。
- (2) 外構（門柱、ブロック塀、擁壁、玄関ポーチ等）等の基礎、天端の高さについて、変化点毎に計測を行うこと。
- (3) レベル測定について、同一建物の計測に使用する仮ベンチは一ヵ所とすること。
- (4) 計測の単位は、メートル（小数位以下3位止）とする。

2-3-4 そ の 他

水道メーターについて、宅地内で水を使用していないことを確認したうえで、パイロットの動作状況を様式-4に記録するとともに、写真撮影を行うこと。なお、水道メーターに異常が見られる場合、直ちに監督員に報告すること。

2-4 写真撮影

- (1) 事業の損失を判断する上で有効な方法が写真判定であり、調査員はその事を十分認識し撮影を行うこと。
- (2) 原則として、「写真」と「建物等調査図」「損傷調査書」「レベル測定調査書」を対応させること。
- (3) 原則として、全景写真については、4方向からの撮影を行うこと。
- (4) 調査対象箇所において、亀裂等のない場合であっても、損傷の状況を調査した証に写真を撮っておくこと。
- (5) 黒板に次のものを記入し撮影すること。
 - ・ 工事名、家屋名、家屋番号、所有者、撮影年月日、調査箇所、調査番号
 - ・ 状況（長さ、巾、高さ、調査数値類）
 - ・ その他（仕上げ材等）
- (6) 亀裂等については、必要に応じてスケールを当て、その目盛りが読めるように撮影を行うこと。

- (7) 家屋調査に当たっては、調査員等の陣容が明らかになるよう、調査日・調査家屋ごとに調査現地において、調査員（写真撮影者を除く）および現場責任者を撮影し、調査報告書に編冊すること。
- (8) デジタルカメラで撮影する際は、改ざん防止メディアを使用すること。
- また、保存するファイルの種類は JPEG 形式とし、有効画素数は 200 万以上を確保すること。
- 写真は、印画紙または写真用（光沢）用紙にプリントすること。

第 3 章 調査報告書等の作成

：

3-1 調査報告書等

3-1-1 事前調査の調査報告書等

事前調査により作成する調査報告書等は、表—1 の通りとする。なお、製本は、A4 版仕上がりとし、提出部数は各 1 部とする。

表—1

	内 容	備 考
1. 報告書表紙 (外表紙)	・年度、契約番号、業務名称、家屋番号、施工者名称（「岡山市下水道河川局〇〇〇〇課」とする。）、調査地域の対象工事名称を表示すること。	・各分冊毎 ・編冊番号記入のこと 様式—1
2. 報告書表紙 (内表紙)	・上記に同じ。	
3. 建物等調査一覧表	・業務名称、対象工事名称を記載のこと。 ・製本番号、家屋番号、建物所有者名（建物使用者名）、所在地および建物の概要等必要な事項を記載する。なお、家屋番号については、設計図書（家屋調査図）に準ずること。	様式—2
4. 建物調査箇所位置図	・調査区域内の建物の配置を示すものとし、家屋番号を記入し、調査一覧表と対応させること。	・縮尺 1/1000 ～1/2500
5. 基準点位置図	・基準点（仮ベンチを含む）の設置位置を示すもの。	・縮尺 1/1000 ～1/2500
6. 基準点写真	・基準点（仮ベンチを含む）の設置位置を撮影する。写真の黒板には高さを記入すること。	
7. 沿道家屋に関する調査報告書	・家屋番号、調査年月日を記載する。 ・所在地、家屋所有者（住所、氏名）、立会人氏名および建物概要を記載する。	・各家屋毎 様式—3
8. 家屋調査に関する記録簿	・家屋番号、調査年月日を記載する。 ・所在地、家屋所有者（住所、氏名）および調査記録を記載する。 ・水道メーター等の状態を記載する。	・各家屋毎 様式—4
9. 沿道家屋の現状調査の承諾書	・所有者または立会人の署名または記名押印が必要。署名または記名押印が貰えない場合は、その理由および経過を報告書にして提出すること。 ・家屋の全部または一部の調査を拒否された場合は、その理由とともに署名または記名押印を貰うこと。また監督員にも報告すること。	・各家屋毎 様式—5

10. 建物等調査図	- 敷地は一般地毎，建物は家屋番号毎に作成する。 - 建物の平面図，立面図，その他調査図，外構施設等の調査図を作成する。 - イ 平面図は縮尺 100 分の 1 で作成し，写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積および各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。 - ロ 立面図は縮尺 100 分の 1 により，原則として四面（東西南北）作成し，外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。 - ハ その他調査図（基礎伏図，屋根伏図および展開図）は，発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し，縮尺は 100 分の 1 または 10 分の 1 程度とする。この場合において写真撮影が困難であり，または詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては，スケッチによる調査図を作成する。 - ニ 外構施設等の調査図は，損傷の状況および程度によりイ，ロおよびハに準じて作成する。 - 建物の外寸法およびブロック塀等の寸法を記入する。 - 写真番号（損傷調査書と対応）の記載をする。 - レベル測定値等を記入する。	- 縮尺 1 / 100 または 1 / 10 - 各家屋毎 A3 可 参考様式—6
11. 損傷調査書	- 家屋番号，家屋名，調査員氏名を記入する。 - 損傷状況（亀裂，沈下，傾斜等）を記入する。 - 損傷程度（幅，長さおよび箇所数）を記入する。	各家屋毎 参考様式—7
12. レベル測定調査書	- 家屋番号，家屋名，調査員氏名等記入する。 - 基準点番号，標高等を記入する。 - 測点番号，測点位置，測定値を記入する。	各家屋毎 参考様式—8
13. 写真帳綴り	- 家屋別に編冊する。 - 写真帳に説明書を加えること。 (1) 写真番号（11. 損傷調査書）と対応 (2) 調査箇所 (3) 内容，寸法等 - 写真の大きさは，サービス判（L 判 89×127mm）程度（A4 写真用（光沢）用紙でプリントしても良い。） - 工事用アルバム程度にファイル - 原則として，黒板を入れる - スケール等を入れて撮影する場合は，数値が読み取れるよう接写する。また，その場合，遠景も撮影すること。	亀裂等については，必要に応じて，スケールを当て，その目盛りが読めるように撮影を行うこと。
14. ネガ等綴りまたはデジタルカメラ対応改ざん防止メディア（SDカード）	- 家屋番号順にネガ帳（A4）に綴る。 - 写真以外の全ての写しを添付（複製が可能なすべての資料） 「沿道家屋の現状調査の承諾書」については原本を添付する。 - SDカードで提出の際は，写真番号とファイル名，メディア番号の対比表を添付する。なお，改ざん防止メディアの購入についての伝票等の写しを提出するものとする。	- ネガ帳は工事毎に綴ること - SDカードはファイルケースに格納すること
15. DVD-R（RAM）（記録電子媒体）	- 報告書の内容をすべてデジタル化したもの。 <u>デジタル化の方法等については、『第4章デジタル化報告書作成要領』による。</u>	Windows 版

3-1-2 検査後の調査報告書等

完了検査後の調査報告書等については、以下のように書類を再整理すること。

- (1) 表—1 2～6・・・工事ごとに紐で綴ること。
- (2) 表—1 7～13・・・家屋調査番号ごとに紐で綴り、インデックスラベルを付けること。
- (3) 表—1 14, 15

以上、(1)～(3)までを文書保存箱に入れ、様式—9（A4サイズ）に事業年度、業務名、調査対象工事名、家屋番号、箱数等を記入し、側面2面（短手方向）に貼り付けること。文書保存箱が複数になる場合は、1箱目に(3)を入れること。

3-1-3 事後調査の調査報告書等

- (1) 事後調査により作成する調査報告書等は，事前調査で作成した調査報告書等を基に，事後調査時点で

の変化の状況、および新たに発生した損傷内容等を記載するものとする。この場合において、追加記入した部分が明確となるような表示を行うこと。

- (2) 事後調査の結果、新たな損傷が発生しているときは、その損傷と事前調査の時点での損傷を明確に区
分できる表示を行うこと。

第4章 デジタル化報告書作成要領

4-1 使用ソフトについて

(a) ワードプロ・表計算ソフト

ワードプロ（文書）ソフトは、Word2007以降とする。
表計算ソフトは、Excel2007以降とする。

報告書作成において、一般的に必要な文書作成ソフトおよび表計算ソフトの規定を定めたものである。また、保存形式については、それぞれのソフトウェアの標準形式とする。

(b) ドキュワークスファイル

報告書のうちMicrosoft Officeのファイルなどは、DocuWorksPrinterで印刷することによりDocuWorksファイルを作成する。DocuWorksPrinterで印刷する方法が採れない部分（写真帳・紙図面など）は、スキャナーにより読みとる。読みとり対象に白黒以外の色が一部でもあればそれはカラーとする。スキャナーの読み取り精度は、カラー・白黒共300dpi以上とする。読み取り方法は、スキャナーからDocuWorksがセットアップされたパソコンへ直接取り込むものとし、その場合のDocuWorksの圧縮形式は標準とする。

この方法以外でDocuWorksファイルを作る場合は、発注者と協議するものとする。

4-2 DVD-R（RAM）（記録電子媒体）の作成について

報告書作成データを提出するメディア（記録電子媒体）は、UDF1.5形式でフォーマットしたDVD-R（RAM）（片面4.7GB・両面9.4GB）とする。

(1) フォルダの構成

提出するDVD-R（RAM）内に家屋毎にフォルダを作成し、各フォルダにファイルを保存する。

(2) DVD-R（RAM）のラベル

提出するDVD-R（RAM）カートリッジの表面またはプラスチックケースのラベルに、(3)に示すReadme.xlsファイルを出力したラベルを貼り付けること。

(3) Readme.xlsファイルの作成

提出するDVD-R（RAM）に、DVD-R（RAM）の内容について記述したReadmeファイルを作成し保存しておくものとする。

¥:DVD-R(RAM) (片面:4.7GB・両面 9.4GB)
フォーマット形式:UDF1.5 形式(厳守)



調査報告書 外表紙

※分冊番号は対象工事毎とする

建物等調査一覧表

業務	契約番号												
	業務名称												
対象工事	整理番号：	ネガ帳綴り総冊数：			冊	写真帳綴り総冊数：			冊				
	工事名称	改ざん防止メディア枚数：										枚	
調査会社名													
調査期間		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日											

[illegible]

※ デジタルカメラで撮影の場合、改ざん防止メディアの番号とする

沿道家屋に関する調査報告書

家屋番号		調査年月日	事前 事後	令和 令和	年 年	月 月	日 日
業務名称							
対象工事名							
所在地							
家屋所有者	住所						
	氏名						
立会人							

建築物概要	工事箇所との距離		遠 い 普 通 近 い			
	建物の程度		堅 牢 普 通 老 朽 簡 易			
	建て付け状況		良 好 普 通 不 良			
	井戸	池	灯 籠	工作物	精密機械	
	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	
	階 数		階建 (地下 階)			
	構 造		木造 R C 鉄骨 C B プレハブ 他			
	屋 根		瓦 トタン 瓦棒 陸 鉄板葺き スレート 他			
	外 壁		モルタル 焼板 サイディング ALC パネル スレート 他			
	基 礎		布 ベタ 杭 (木, R C) C B 独立 他			
そ の 他						
建築年月日 増改築年月日		年 月 日 年 月 日				

家屋調査に関する記録簿

家屋番号		調査年月日	事前 事後	令和 令和	年 年	月 月	日 日
業務名称							
対象工事名							
所在地							
家屋所有者	住所						
	氏名						
立会人							

項目	内 容

業務の名称			
対象工事名		家屋番号	

沿道家屋の現状調査の承諾書

調査目的 岡山市が施行する公共工事である下水道工事の施工に際しては、施工箇所隣接した皆さまの家屋等に対して損傷等が発生しないよう細心の注意を傾けて実施することとしています。地盤の変動等により万一工事に起因した何らかの問題等が発生した場合に、適切に対処するため、工事着手前に皆さまの家屋等の現状を調査させて頂き、問題が発生した場合に本資料等により話し合いをさせて頂くための一つの資料とするものです。

この目的により、岡山市が下記記載の調査会社に対して本調査を委託しています。つきましては、本調査にご理解、ご協力頂きますようお願い申し上げます。なお本調査に係る個人のプライバシーについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により本市が責任をもって守秘するものです。

実施機関	岡山市下水道河川局	課
調査方法	写真撮影および計測器による測定	
調査日時	令和 年 月 日	
調査範囲	家屋の 外部のみ 室内および外部 塀等 の調査	
調査会社名		

岡山市長様

上記の件について、家屋等の写真撮影・図面作成を承諾します。

令和 年 月 日

家屋等の所在地	住所		
現 住 居 人	氏名	署名または記名押印	(TEL -)

上記の件について、家屋等の写真撮影・図面作成を承諾します。

令和 年 月 日

家屋等の所有者	住所	
	氏名 署名または記名押印	(TEL -)

参考様式－6（A 3 版を縮小表示）

所収書番号		集巻番号		所収巻		事 前	調査年月日		成造責任人 主任技師名		調査巻		事 後	調査月年日		調査者	
-------	--	------	--	-----	--	--------	-------	--	----------------	--	-----	--	--------	-------	--	-----	--

参考様式－ 7

損 傷 調 査 書 (事前・事後)

調査番号		建物番号		建物等所在地				事前 調査	調 査 年月日	年 月 日
所 有 者 住 所				氏名		電話			調 査 者	㊞
占 有 者 住 所				氏名		電話		事後 調査	調 査 年月日	年 月 日
								調 査 者	㊞	
名 称 (室名)	事 前 調 査					事 後 調 査				
	各部仕上材	写 真 番 号	損 傷 の 状 況		備 考	写 真 番 号	損 傷 の 状 況		備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

レベル測定調査書

[illegible]

1、旭川以西、御津・建部地域

12.0cm		14.0cm				
令和 ○ 年度		家屋調査 (○－西○)				
調査会社: ○○○○○○○○○○○						調査会社名
調査対象工事		1/4	2/4	3/4	4/4	
○○地内污水管埋設工事(その○)		①～⑮	⑮～⑳			
○○地内污水管埋設工事(その○)			①～⑩	⑪～⑬		
○○地内污水管埋設工事(その○)				①～⑰		
○○地内污水管埋設工事(その○)					①～⑨	
○○地内污水管埋設工事(その○)						
○ / ○ 箱						
27.0cm						

赤 → 令和 ○ 年度

赤 → 調査対象工事

うすい赤 (該当の箱) → ○ ○ 地内污水管埋設工事(その○)

うすい赤 → ○ / ○ 箱

調査会社: ○○○○○○○○○○○ ← 調査会社名

2.5cm

2.0cm

11.0cm

2.0cm

2、旭川以東

令和 ○ 年度		家屋調査 (○－東○)				
調査会社: ○○○○○○○○○○○						調査会社名
調査対象工事		1/4	2/4	3/4	4/4	
○○地内污水管埋設工事(その○)		①～⑮	⑮～⑳			
○○地内污水管埋設工事(その○)			①～⑩	⑪～⑬		
○○地内污水管埋設工事(その○)				①～⑰		
○○地内污水管埋設工事(その○)					①～⑨	
○○地内污水管埋設工事(その○)						
○ / ○ 箱						

青 → 令和 ○ 年度

青 → 調査対象工事

うすい青 (該当の箱) → ○ ○ 地内污水管埋設工事(その○)

うすい青 → ○ / ○ 箱

調査会社: ○○○○○○○○○○○ ← 調査会社名

取付ます等設置申請書回収報告書

業務名 家屋調査等業務委託(〇〇—〇〇)

対象工事名 大供一丁目地内污水管埋設工事(その1)

家屋番号	建物所有者 (建物使用者名)	所在地	配布、説 明日	電話または訪問日			回収日	返信用封 筒配布日	備考
1	〇〇 〇〇	岡山市北区大供1-2-3	R1.6.20				R1.6.22		
2	△△ △△	岡山市北区大供1-2-4	R1.6.20	R1.7.18			R1.7.18		
3	×× ××	岡山市北区大供1-2-5	R1.6.21	R1.7.20	R1.8.19		R1.9.15		詳細な設置位置については工事前に立会 したいとのこと
4	□□ □□	岡山市北区大供1-2-6	R1.6.21	R1.7.20	R1.8.19	R1.9.22		R1.9.22	